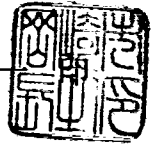


榊原 悟 様

岡崎市長 柴田 紘



公文書開示決定通知書

平成15年10月7日付けで開示請求のありました公文書については、岡崎市情報公開条例第11条第1項の規定により、次のとおり開示することと決定しましたので通知します。

請求に係る公文書の名称	支出負担行為決議書
決定の内容	一部開示
開示をする日時及び場所	<input type="checkbox"/> 午前 年 月 日 時 分 <input type="checkbox"/> 午後
理由の提示等	開示しないこととする部分 個人名
	開示しないこととする根拠規定及び当該規定を適用する理由 本件公文書には、特定の個人を識別できる情報が記録されているため、岡崎市情報公開条例第7条第2号の規定により非開示とする。
	開示が可能となる時期 年月日以後。ただし、公文書の開示を希望する場合は、改めて開示請求をしてください。
担当課	福祉保健部 長寿課 電話番号0564-23-6174

注1 この通知書を持参の上、指定の日時においでください。指定された日時においでにならない場合は、事前にその旨を担当課まで連絡してください。

2 「開示が可能となる時期」欄には、あなたが開示請求をした公文書について、開示しないこととする理由がなくなる日をあらかじめ明らかにできる場合に、その期日が記載してあります。

3 この決定に不服がある場合には、この決定があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、市長に対して異議申立てをすることができます。

お 知 ら せ

あなたは、公文書の写しの交付（郵送）による開示を希望されましたので、下記の現金及び切手を現金書留により送付してください。到着を確認後、当該公文書の写しを郵送します。

記

写しの作成に要する実費 に相当する額	140円 (10円×14枚)
郵送料に相当する切手	90円分の切手

送付先 444-8601 岡崎市十王町2丁目9番地  
福祉保健部 長寿課 電話番号 0564-23-6174

公文書開示請求の一部非開示について

「理由」

岡崎市情報公開条例第7条第2号に基づき、個人名を削除しています。